

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）その他関係法令及び本業務に係る入札公告（以下、「入札公告」という。）に定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務件名

いしかわ百万石文化祭 2 0 2 3 公式記録制作等業務

(2) 仕様等

いしかわ百万石文化祭 2 0 2 3 公式記録制作等業務仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 履行期限

令和 6 年 2 月 2 9 日

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 石川県内に本社、支社または営業所を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札及び開札

(1) 入札、開札の日時及び場所

①入札：令和 5 年 1 0 月 3 日（火） 1 0 時 3 0 分

石川県庁行政庁舎 1 1 階 1 1 0 3 会議室

②開札：入札後、その場で直ちに行う。

(2) 入札者は、入札説明書、仕様書及び契約書（案）（以下、「入札説明書等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、契約条件等について疑義がある場合は、9 の担当部署に説明を求める

ことができる。ただし、入札後、契約条件等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙様式1）を入札の場所に持参して提出しなければならない。郵便その他の方法による入札は認めない。

① 入札金額

② 入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印

(4) 入札書は封書し、密封しなければならない。

(5) 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印しておかなければならない。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札は、入札者全員が出席して行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札執行事務に係りのない職員を立ち会わせてこれを行う。

(10) 入札場には、入札者並びに入札執行事務に係りのある職員（以下、「入札関係職員」という。）及び（9）の立合い職員以外の者は入場することができない。

(11) 入札者は、開札後においては、入札場に入場することができない。

(12) 入札者は、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又はその写しを提示しなければならない。

(13) 入札者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札、開札中は、入札場を退場することができない。

(14) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。

① 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

- ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (15) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度の入札によっても落札者がいない場合は、入札を打ち切り、2回目の入札で最も金額が安かった者と随意契約する可能性がある。
- (16) その他本入札説明書に記載のない入札及び開札に係る留意事項については、総務部管財課競争入札心得を準用することとする。総務部管財課競争入札心得は以下の石川県ホームページよりダウンロードできる。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/documents/050701_kokoroe.pdf

4 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額のない入札書
- (3) 入札者の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印がない又は判然としない入札書
- (4) 入札金額が不明確な入札書
- (5) 入札金額を訂正したもので、その訂正箇所に押印のない入札書
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (7) 当該入札における同一人の二以上の入札書
- (8) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 契約書の作成

- (1) 契約条項は、契約書（案）のとおりとする。
- (2) 契約締結者は、「いしかわ百万石文化祭2023実行委員会 会長 馳 浩」とする。
- (3) 落札者が決定したときは、当該落札者決定の通知をした日から起算して5日以内（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (4) いしかわ百万石文化祭2023実行委員会会長が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 その他

入札書が無効となった者は、当該再度入札に参加することができない。

9 担当部署

〒920-8580 金沢市鞍月1-1（行政庁舎10階）

いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局

（石川県県民文化スポーツ部いしかわ百万石文化祭推進室）

電話番号：076-225-1324 FAX：076-225-1496

メールアドレス：bunka2023@pref.ishikawa.lg.jp